

知的障がいのある人の意思決定支援における iPad 活用

障害ユニット ユニット長
東洋大学社会学部 教授
志村 健一

障害ユニット 客員研究員
田園調布学園大学子ども未来学部子ども未来学科 助教
望月 隆之

障害ユニット 研究協力者
社会福祉法人森の会
荒木 敬一

1. はじめに

わが国の障がい者施策は、これまで国際的な潮流の影響を大きく受けながら進められてきた。特に2006年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」は、障がい者を保護の対象から権利の主体へ変化させ、本人の意思を尊重する支援がより重要視されることになった。日本は2007年にこの条約に署名し、締結に向けた国内法の整備を進めてきた。これらの制度改革としては、2011年の障害者基本法改正、2012年施行の障害者虐待防止法、2013年施行の障害者総合支援法があげられる。さらに2014年2月に条約を批准し、わが国での効力が発生した後も、2016年に「障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的」(障害者差別解消法第一条)とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、障がいを理由とした差別の禁止、合理的配慮の提供、相談体制の整備等が求められるようになった。

志村(2013)は『社会福祉研究』(第116号)で、2012年10月に施行された障害者虐待防止法について、権利擁護のシステム構築の視座から論じ、「コミュニケーションに課題を抱える障害者への支援についての知識、技術等の確立」の必要性を指摘した。その後の関連法制度の改正や、障害者差別解消法における合理的配慮の提供や相談体制の整備等で、これらの必要性はより高まっている。

本論は、知的障がいのある人たちの意思決定支援におけるタブレットPC活用の有効性を検証することを目的として進められてきた研究の報告である。研究全体の目的を達成するために、以下のような3部構成で研究を遂行してきたが、(1)と(2)に関しては調査報告として『福祉社会開発研究』第8号で報告しているため、本論は(3)について報告し、研究全体を総括する。(1)日本国内での教育やリハビリテーションなどにおける、iPadなどタブレットPCを用いた先進的な取り組みについて調査する。(2)社会福祉分野においてその活用が開始された海外の先進的な取り組みについて調査し、有効性を確認する。(3)上記の調査をベースに知的障がいのある人たちの

意思決定支援におけるタブレットPCの活用プログラムを企画し、その有効性を検証する。

ところで、特別支援教育の現場では東京大学先端科学技術研究センターによるプロジェクトに代表されるようなiPadのようなタブレット端末を利用した学習支援が拡大している。タブレット端末は直感的、視覚的であり、知的障がい者にとって利用しやすいツールである。ICTはかつて身体障がい者のコミュニケーション等で活用されてきたが、現在、知的障がい者のコミュニケーションでの活用が期待されている。iPadは特別支援教育で積極的に活用されているツールであるにも関わらず、知的障がい者福祉の現場で先駆的に活用している事例は少ない。そのため本研究では研究協力が得られる知的障がい者支援施設にiPadを複数台導入し、意思決定支援に限らず、支援現場でどのようにiPadが活用できるのかを実証的に検討した。

2. 事例の紹介

(1) 関東地方A市障害者施設A園における取り組み

①施設の概要

1997年に開所し、生活介護、自立訓練（生活訓練）サービスを提供している、多機能型の事業所である。主なサービス対象者は知的障害者であり、定員は、生活介護77名、自立訓練（生活訓練）10名、職員数は36名である。また、2015年4月より、指定特定相談支援事業を開始しており、地域の中核的な事業所である。

②倫理的配慮

インタビュー調査に際しては、東洋大学倫理委員会の承認を得て実施した。調査対象者には書面で研究主旨・方法・個人情報保護方針、研究以外の目的には使

用しないことを説明し同意を得た。

③調査対象

調査対象者は、A園の職員3名である。性別は、女性2名・男性1名。いずれも生活支援員の現業職員であり、職務の経験年数はいずれも8年～10年である。

また調査では以下のインタビューガイドを用いた。

- (1) 施設の中で、iPadなどのICT機器をどのような場面で導入しているか。
- (2) iPadなどにインストールしているアプリで、支援に活用しているものは何ですか。
- (3) iPadのアプリを支援に活用することで、利用者の意思決定支援に効果があると感じることはあるか。
- (4) 個別支援計画作成において、利用者の意思を反映させるための取り組みはあるか。
- (5) iPadなどのICT機器を使うことで、個別支援計画に活かすことができそうな項目はあるか。
- (6) 利用者が作成している「生活体験実習ノート」での取り組みの中で、利用者の意思や意欲を引き出すことができていると感じられるエピソードはあるか。
- (7) その他、自由意見

④結果

ア) A氏

A氏の語りをまとめると、iPadの活用によって利用者本人の新たな興味関心を知ることまた、利用者本人が意思を表出できることで、もっと利用者のことを知りたい新たな興味関心を探りたいなど、職員の意識も変わった。そして利用者自身も「自分のしたいことを言ってもいいのだ」という意識になったのではないかとこのことであった。これはiPadの活用によって、本人の意思が表出され、新たな興味関心の発見につながる。そして本人も意思を表出してもいいのだという意識変化

のきっかけとなったと解釈できた。

イ) B氏

B氏の語りの中心は職員の意識変化であった。利用者が自分たちで生活実習プログラムの内容を決め、実行していくことで、達成感・充実感が高くなった。この取り組みでは失敗も経験となる。そして、職員も利用者の思いや意思を探っていく、汲み取っていくという意識が強くなったということであった。iPadに活用により職員が利用者の意思をくみ取りたいという気持ちが表れ、職員の意識変革につながったことがポイントであった。

ウ) C氏

C氏からはiPadの導入は、想像以上に利用者の希望を引き出すことが可能になったことが報告された。日常での場面や生活実習プログラムなど、様々な場面において本人参加を促すきっかけに繋がり、それが利用者の意欲の向上に繋がっていくのではないかということであった。iPadを活用することで本人主体の場面が増え、本人が主体となる支援の可能性が示唆された。

⑤考察

インタビュー調査の結果からiPad導入は、利用者の意思表出に対する一定の効果があることがうかがえた。また調査から、iPadの活用で利用者本人の興味関心、意思を確認することができるようになり、本人主体の個別支援計画作成ができるようになったという結果も得られた。

iPad導入は、利用者本人の興味関心・意思を引き出すきっかけになり、興味関心が引き出せたことで、職員がもっと利用者について知りたいという気持ちが強くなり、プログラム活動以外での場面でもiPadを使い、様々なアプローチで気持ちを汲み取る工夫を試みている。それは、どんなに重度で発語が難しく、自分の興味関心・意思を伝えることが難しいと思われていた利

用者でも、ツールや環境を整備することで、今までよりも明確に気持ちを表出することができたという実践の経験が動機づけとなっている。また、この経験から、利用者に対する職員の意識をも変化させるきっかけとなった。

障害者施設Aでは、生活実習プログラムという取り組みの中でiPadを利用している。プログラムの内容や計画・実施など、プロセスの中でiPadを利用し、利用者が取り組みたいこと、そのために必要な、準備しなければならない材料・道具、実際の実施まで、iPadを利用し取り組んでいる。利用者本人にとっては、自分たちの意思が反映されたことに大きな充実感・達成感が得られる。またこれとは反対に、自分たちが計画したことが失敗してしまうこともある。自分たちが主体的に取り組むことは、失敗する可能性、そうなった場合の責任も背負うことであるが、これも利用者にとっては大きな経験であり、楽しみになる。そういったプログラムの経験は、個別支援計画やモニタリングを作成する際の大きな観点となり、より具体的で実効性の高い計画作成が可能となっていた。

iPadの活用は、利用者本人にとっては、興味関心・意思を表明できるツールでありまた、それを汲み取ったプログラムにより、自分の意思や気持ちを表明してもいいのだという意識が生じる。そして、それが主体的に生きるということであり、利用者のエンパワメント、セルフアドボカシーである。

職員の側にとっても、iPadというツールの使用により、これまで意思や気持ちの表出が困難と思われていた利用者の意思や気持ちを汲み取ることができ、自分たちが思っていた利用者とは違う一面が見え、もっと深く利用者のことを知りたいという気持ちが強くなった。そして利用者へのアプローチに工夫をするなど、より一層利用者の気持ちに沿った支援に近づける意識に変わり、職員もiPadにエンパワメントされたといえよう。職員がエンパワメントされることで支援の質が向上し、支援の質の向上は、利用者の主体性を高め利

ユーザーのエンパワメントにつながり、活動やプログラムが活発化し、それがまた職員のエンパワメントに帰結されていく。

調査結果から、iPadの活用は、利用者の意思決定に直接に影響するというよりは、意思の表明に対する支援ツールであり、利用者の意思決定のための前段階でも重要なツールであることも確認できた。

また、調査からiPad導入に関する課題が明らかになった。特にiPad導入に対し、職員の基礎的な機器への

リテラシー。また、利用者の特性に合わせたアプリケーションのマッチング、扱う職員側の課題が挙げられた。

特別支援学校などの教育段階では、すでにiPadを活用した教材の使用、教材研究が進められており、成果も多く出されている。今後、iPadでの環境に慣れている利用者が増えてくることが考えられることを鑑み、福祉現場においても、iPad環境の普及開発が求められる。当然のことであるが、iPadはあくまでもツールであり、そのツールを利用する根底には、利用者と職員との信頼関係などの、関係性が構築できていることも重要な視点である。

図1は考察の概念図である。利用者・職員は、iPad利用を介し、エンパワメントでつながる。iPadを利用することで、意思・興味関心を引き出し、利用者本人の意思に沿った支援を行う。特に意思・興味関心の表出が困難である知的障がい者・重度心身障がい者の人たちにとってiPadが使用できる環境整備は、合理的配慮の提供において有効となろう。

(2) 東海地方B市障害者施設B園

①施設の概要

B園は、昭和30年代に財団法人が職業補導センターを開設し、平成元年に社会福祉法人格を取得、知的障害者通所授産施設として開園された。障害者総合支援法移行後は、障害福祉サービス事業所、生活介護（通所）として運営されている。

B園利用者の主な障害種別は、知的障がいである。平成28年12月1日現在、利用者数は29名（男性15名、女性14名）であり、平均年齢は男性40.5歳、女性40.9歳である。障害支援区分は、区分5が3名、区分4が12名、区分3が10名、区分2が4名である。

利用者が行う生産活動として、名刺・はがき等の印刷作業、歯ブラシ・タオルの袋詰め、焼き芋販売、ペットボトル茶の販売、雑巾の作製・販売、じゃがいも、さつまいも等の野菜類の生産販売、菓子箱の箱折りダンボール、アルミ空き缶回収を行っている。また、創作活動として、毛筆、硬筆による書写、はり絵、ぬり絵、はがき作製等、朝運動・ボール運動・団体競技等、カラオケを行っている。

職員による支援内容は、主に生活及び保健衛生に関する支援であり、食事（給食）支援、保健衛生（歯磨き支援、身体測定、健康診断、排泄等の介護）、地域交流活動、防災安全対策を行っている。

(B園の一日のスケジュール)

曜日	活動項目	時刻
月 ↑ 金	登園・更衣	9:00～
	朝の会	9:30～9:40
	朝の運動	9:40～10:00
	生産・創作活動	10:00～12:15
	昼食・休憩	12:15～13:15
	日中活動	13:15～14:45
	清掃・更衣	14:45～15:30
	帰宅	15:30～
土	登園・更衣	9:00～
	朝の会	9:30～9:40
	生産・創作活動	9:40～11:00
	更衣	11:00～11:30
	帰宅	11:30～

②倫理的配慮

インタビュー調査に際しては、東洋大学倫理委員会の承認を得て実施した。調査対象者には書面で研究主旨・方法・個人情報保護方針、研究以外の目的には使用しないことを説明し同意を得た。

③調査対象

調査対象者は、B園の施設長であり、施設の管理者であった。

④結果

ア) iPad導入の契機

B園でのiPadの導入は、2016年5月頃に開始した。iPadは、大学から研究用に支給された1台と職員用1台の計2台を利用している。1台は利用者用、1台は職員用とし、2台のiPadの管理を職員が行っている。利用者用のiPadは、第1作業室（12名の利用者が作業を行う部屋）に専属で貸し出しを行っており、主に知的障がいと自閉症スペクトラムの利用者が利用している。12名の利用者の内、8名の利用者がiPadに興味を示している。その内、実際にiPadを使用している（画面をタップする、検索する等の操作を行っている）利用者は、1～2名である。第2作業室（13名の利用者が作業を行う部屋）では、利用者の要望に応じて、職員が職員用のiPadを貸し出しと見守りを行い、利用している。iPadのサイズは、使いやすさを考慮して、利用者用は大きいサイズのを導入した。職員用は、持ち運びやすさを考慮し、小さいサイズのiPadを導入した。

また、iPadを施設に導入するにあたり、どこでもインターネットにアクセスできる環境が必要となるため、施設内全体のWiFi環境を整えた。また、利用者がiPadを利用する上で、落下などによる破損の可能性も考慮し、軽くて頑丈なiPad用ケースを準備した。このケースは、取っ手が付いているものであるため、持ち運びに便利であり、iPad本体を立てて利用することも可能である。iPadの画面には、傷の予防のためにフィルムを貼っている。

B園では、iPad以外のICT機器として、ノートPC 2台を導入し、iPad導入以前にICT機器の活用を行っていた。1台のノートPCは、主に知的障がいと自閉症スペクトラムの利用者が過ごす小部屋に導入し、1台は誰でも利用できるよう食堂に設置されている。

イ) iPad導入の場面

一日のスケジュールの中で、主にiPadやノートPCを導入する場面は、休憩時間である。利用者の主な利用目的は、「YouTube」の閲覧であり、テレビのCM曲や好きな音楽を聴くことができる。特に人気があるものは、映画や童謡、アニメの主題歌などであり、利用者によっては同じ曲を何度も繰り返し聴くことがある。「YouTube」は、最初の1曲目の検索を利用者自身で行っているが、職員が利用者の要望を聞き、キーワード入力の手援を行うこともある。特に20代の利用者は、「YouTube」で最新の音楽を検索し、聴くことが多く、30代以上の利用者は、幼少期に見ていたアニメの主題歌や音楽を聴くことが多い。

B園では、「個別支援計画」の作成において、「ADOC-S」を活用している。例えば、31歳の軽度の知的障がいがある利用者へアセスメントを行った際に、「何をしたい?」「何かやりたいこととありますか?」と聞きながら操作を進めている。しかし、「遊ぶ」などの選択肢を職員からの説明なしでは、iPad上の画面から選択することが難しいことがわかった。そのため、利用者へADOC-Sの使い方を説明した上で、どのように活用していくかを一緒に考えていく必要がある。利用者は自分の意思内容について、iPadの画面を見ながら選択することになるが、自分の意思に合わない選択肢しか画面に表示されていない場合は、選択できずに終わってしまうことがある。アプリの内容が本人の意思と連動していないことによる選択の難しさや画面の中から選択することの難しさが伴う。

iPadは20代の比較的若い世代では活用できているため、これまでiPadの利用機会が少ない30代～50代の利用者への活用を試みている。しかし、現状ではiPadの操作そのものが負担となる傾向があり、従来どおりにアセスメントシートを用いたアナログな方法を行うことが多い。そのため、障害特性に加え、年齢も考慮して活用する必要がある。iPadの利用のためのアセスメントを利用者へ十分に行った上での活用が必要である。

現状では、全ての利用者へiPadを活用した意思決定支援を行い、その意思を個別支援計画へ反映させることは困難である。

ウ) アプリについて

現在活用しているアプリは、「ADOC-S」「ドロップトーク」「トーキングエイド」であり、情報検索等では「インターネット」、動画検索では「YouTube」、他にはノートPC内の「ゲーム」を利用している。また、iPadと複合機と繋げるためのアプリとして「Print Utility」がある。このアプリは、iPadと複合機をWiFiで繋ぐ設定を行うことが可能であり、iPad上の情報を印刷することができるようになるため、紙面で利用者と情報を共有することが可能となる。

ADOC-Sは、利用者の意思をエクセルに落とし込むことができるため、アセスメントの実施と個別支援計画の作成時に活用している。ADOC-Sで作成した計画は、「教育支援計画」となるため、これが「個別支援計画」と一致するようになればさらに使いやすくなる。ADOC-Sの「教育支援計画」と「個別支援計画」の内容が一致すれば、福祉現場での使いやすさが向上する。または障害者施設向けの新たなアプリの開発が望まれる。

ドロップトークは、個々の利用者の一日のスケジュールの作成が可能となるため、利用者がスケジュールを視覚的な情報として得ることができる。その結果、利用者の安心感や心地よさの獲得に繋がっていると考えられる。

しかし、B園で活用しているアプリは、主に教育関係やスケジュール作成、コミュニケーション支援に関するアプリであり、利用者が十分に活用するところまでには至っていない。現在、利用者が主体的に活用しているアプリは、「YouTube」「カメラ」「写真」「インターネット」「ゲーム」などの基本的な機能やアプリに留まっている。

エ) 意思決定（アナログとの融合）に関して

支援場面においては、感情などの表情のイラストを

パネルで示す方が、一目で確認することができるという利点がある。そのため、iPadではなく、アナログな意思決定支援ツールの方が有効な場合がある。例えば「調子が悪い」「熱がある」などが表情のイラストのあるパネルを職員が利用者へ提示し、「今日の気持ちは？」という質問をすると、「元気」「苦しい」などのパネルに指を指して意思表示をすることができる。また、具体的に何をするのかというパネルがあり、職員が「今日やりたいことは？」という質問をすると、「作業をする」「絵を描く」など具体的内容を指で指して意思表示できるため、最終的に利用者が意思決定をし、選択する場合、指で指して意思表示をすることが可能なパネルの利用の方が支援現場では有効な場合がある。

しかし、パネルなどのアナログな意思決定支援ツールは、パネルで提示されている以上の情報を表示することができない。そのため、パネル以上の情報が必要になった場合には、iPadを活用することが必要になる。そこで、B園では「カメラ」機能で表情のイラストをiPadのカメラ機能で撮影し、撮影した情報を「写真」として保存し、必要に応じて閲覧し、利用者が選択することができる。パネルによる視覚的な情報だけでは、利用者の意思を十分に汲み取ることが難しいため、利用者との会話と視覚的な情報の両方を活用すること、アナログとiPadを状況に応じて使い分けることが求められる。

オ) iPad導入の成果

B園では、利用者が行う生産活動の内容はあらかじめ決まっているため、これまで作業選択に関する意思決定支援は積極的には行ってこなかった。しかし、iPadの活用を始めたことにより、利用者が「選んでも良い」という意識が芽生え始めており、利用者の意思決定を支援する方向性が見えてきている。iPad導入以前に比べ、利用者が落ち着いて過ごすことができているため、利用者はICT機器を利用することで心地よさを獲得しているように思われる。B園の調査を通じて明らかになった、iPad導入による成果は次のとおりである。

①ICT機器を活用するための環境整備の必要性

iPadは、利用者用と職員用の2台分を用意する必要があり、利便性に応じて大きさを選定し、破損等に備えてケースやフィルム等の準備が必要である。

iPadの基本機能として、「カメラ」「写真」「インターネット」「YouTube」は利用できるが、ADOC-S「ドロップトーク」「トーキングエイド」等のアプリをインストールしておく必要がある。また、インターネットを施設全体で利用できるようにするために、WiFi環境を整備する必要がある。iPadは今後、何にでも活用することが可能であると考えられるが、活用できるまでの環境整備を行う時間を確保する必要がある。

②初期投資（本体購入費用、アプリ代、WiFi環境整備費用）

iPadを導入するためには、本体を購入する必要がある。B園では、利用者と職員用の2台のiPadを活用している。2台あることで、利用者の使いやすさへの配慮、職員の研究用として活用することができている。そのため、初期投資として本体購入費用がかかる。さらに、「ADOC-S」「ドロップトーク」「トーキングエイド」等のアプリ代に加え、WiFi環境を整えるための費用が必要となる。

③利用者に合わせた環境作りと構造化

B園のICT機器導入前の施設内の環境は、利用者が自分の居場所を見つけにくい環境であり、落ち着かない様子があった。そこでB園では、iPadの導入に合わせて、施設内を構造化していく取り組みを行っている。

施設内の構造化の必要性として、B園で次のような出来事があった。ある日、利用者のAさんにiPadの貸し出しを行い、職員が見守りをしていたところ、事務所で電話が鳴ったため、職員が事務所に行った。その間に、他の利用者がAさんのiPadを持っていってしまうことがあった。そのため、iPadを利用者が安心して利用できるための環境作りと構造化が必要となった。iPadは携帯性に優れているが、利用者が安心してiPadを利用する場所を決めることで、利用者間のiPadの取り合いを防ぐことにも繋がっている。

iPadは持ち運びに便利であり、施設内どこでも使えることに利便性があるが、実際に利用者が利用する際には、iPadを安心して利用できる環境が必要不可欠である。

⑤考察：iPad導入に向けた課題

B園の調査によって明らかになった、iPad導入における今後の課題は、次のとおりである。

ア) 利用者へのアセスメントとアプリの使用に関する研修機会の確保

iPadを実際の支援場面や個別支援計画の作成等で活用していくためには、利用者一人ひとりの障害特性や特徴について考慮し、十分にアセスメントを行う必要がある。ICT機器をいつ、どこで、何のアプリ利用するのか、利用時間をどうするのかについて、計画を立てて行っていく必要がある。例えばiPadの画面をタッチするという感覚が難しく、操作することに難しさを伴う場合がある。利用者の感覚や操作方法と、iPadの反応にズレが生じることがあり、今後どのように活用していくのか検討が必要である。

合わせて、職員はICT機器の活用方法やアプリの使用について継続的に学んでいく必要がある。iPadは誰にでも直感的な操作が可能であると思われているが、障害による感覚過敏などの特性に合わせた機能の整備が必要である。スクロールができない、画面を拡大するなどの作業が難しい場合があり、操作にも工夫が必要である。

イ) 施設の事業種別や特性に応じたiPadの活用

例えば、就労継続支援B型事業所では、生産活動への支援が重視される。その場合、職員は生産活動に力を入れなければならない、iPadを活用する時間を確保することが困難であることが予想される。生産活動の場面において、職員の支援は生産活動の補助が中心となり、生産活動の場面でiPadを導入することには困難が伴う。

特別支援学校であれば、学習の場としてiPadを導入することが可能となるが、障害福祉サービス事業所では生産活動との関係を考慮する必要がある。

今後、iPadのカスタマイズが可能となり、余計な機能は省いた上で施設に特化したものとして機能すれば、利用者がこれまでとは異なる意思決定をする可能性がある。ADOCで使用できるイラストは、施設の実態に合ったものであると活用しやすいが、写真の方がより具体的に理解することができるため、カメラでの撮影と写真の活用が連動されることが期待される。

ウ) 利用者の意思決定場面での導入方法

B園では、特別支援学校を卒業した20代の利用者は、iPadをすぐに利用することができた。しかし、これまで選択の経験がない利用者が意思決定をするためには、アナログとの使い分けを行う必要がある。また、適切な選択をするために、職員が提示する選択肢の数をあらかじめ調整する等の工夫が必要である。iPadの導入には、これまで利用者がどれだけiPadを活用してきたかによって、意思決定に差が出る可能性がある。

iPadの活用により、利用者の意思決定の可能性を広げることができるが、同時に多くの課題を抱えている。意思決定支援とは、利用者一人で全てを決めるものではなく、様々な人からの情報の中で、その利用者が何をしたいのかを探していくことである。これまでの職員や家族による代弁で、例えば「この利用者はお茶が好きである」と決めるのではなく、お茶を飲む回数が多い、お茶のペットボトルが並んでいると手に取る等、利用者の興味や行動を十分にアセスメントした上で、はじめて利用者の意思決定支援としての妥当性が担保される。

エ) サービス等利用計画への活用の可能性

今後、特別支援学校を卒業した知的障がい者は、週5日同じ施設を利用するという固定的な生活ではなく、移動支援で外出する、家で過ごす、施設以外の場所に

行くなどの選択が必要となってくる。行動援護や移動支援、ホームヘルプの利用によって、自宅での活動や外出機会の確保など、より家族や社会との接点を増やしていくことが可能となる。その場合に、情報共有ツールであり情報機器として、iPadは活用できる可能性がある。

iPadに知的障がい者の思いや意思がデータとしてiPad内に蓄積されることで、そのデータを見た職員が、利用者のこれまでの経験や好みを把握することができるため、利用者の支援内容の決定に結びついていく可能性がある。そのためには、利用者自身が専用のiPadを持つことが望ましい。現状では、例えば施設や家庭の様子などの情報共有ツールとして「連絡帳」があるが、今後iPadの活用によって、利用者の経験や意思を含めた情報を蓄積され、利用者や家族、職員が情報共有することが可能となる。

iPadが情報共有ツールとして機能すれば、サービス等利用計画の作成において、利用者の意思決定に基づいてどのようなサービスを使うかという視点に繋がるものとなるが、現状ではそこまでには至っていない。本人中心のサービス等利用計画への活用のために、iPadに利用者の経験やニーズを取り込むことができれば、様々な人との関わりを含めて意思決定をしていくことができる。

サービス等利用計画は、利用者への十分なアセスメントが必要であるが、各施設の個別支援計画の情報が集約された形で情報共有することができれば、相談支援専門員は、サービス等利用計画全体の調整に特化することが可能になると思われる。現状では、相談支援専門員研修で話されている内容と実際の現場では相当な乖離が生じているため、サービス等利用計画の作成に、iPadがどのように活用できるのかについても、今後検証が必要である。

3. 考察ならびに今後の課題

本研究の目的は知的障がい者の意思決定支援にiPadのようなタブレットPCが活用できるかを検討することであった。もちろん、支援のどのポイントにおいても本人の意思決定は重要であるが、支援プロセス全体において、本人の意思を最大限に取り入れるべきポイントはアセスメントであり、計画であろう。このようなケースで利用できるiPadのアプリにADOCがある。ADOCは元神奈川県立保健福祉大学の友利氏を中心とした作業療法士5名が、活動や参加レベルに焦点を当てたりハビリテーションの目標設定を支援するためのiPadアプリで、日常生活場面のイラストをクライアント（患者）と作業療法士が選択し、支援計画を作成することが可能なアプリである。また、ADOCは作業療法を中心としたものから、教育分野で活用できるADOC-Sを開発し、「子どもが目標として取り組む活動を教員や保護者が本人と一緒にイラストを見て話し合いながら選び、選択回数の方さなどで優先順位を付けて達成目標を設定する日常のコミュニケーション支援機能としての利用」（琉球新報 2013.9.20）をねらいとして普及を進めている。ADOCはこのように障がいのある本人が意思表出しやすい環境を提供し、それを支援計画の形に変換することができるアプリであり、ソーシャルワークのアセスメントでも有用なアプリであると考えられた。

そのため本研究においても研究協力が得られたA園、B園でADOCの活用について検証を試みた。ADOCならびにADOC-Sのソーシャルワークへの転用について課題を挙げておきたい。

①ADOCならびにADOC-Sは、それぞれ作業療法、療育を念頭にアプリが開発されているが、クライアントと協働して選択する目標はマイクロレベルでのソーシャルワークでは共有できる。しかしマクロレベル、例えば就労支援に関する働きかけ等についてはオリジナルのアイコンを作成する必要がある。

②知的障がいのあるクライアントにより具体的に働きかけるためには、実際の場面を撮影し、それを使用するとよいが、支援員の技量や作業時間に問題があり、十分に機能を活かすことが困難であった。

③アイコンを用いて目標を共有し、計画として策案していくにあたって、サービス等利用計画、個別支援計画との連携が模索できると、よいと考えられた。またこれらの計画がクラウドで共有されると当事者にかかわる支援者が施設外からでもアクセスできる。

④知的障がいのある当事者が自ら計画にかかわる際に、漢字に振り仮名がついているとより理解しやすい。

⑤ADOC、ADOC-Sと直接関係はないが、『福祉社会開発研究』8号で課題として掲げたiTunesカードでのアプリ購入に関する課題は、現時点において希望する金額のiTunesカードが購入できるようになったため解決した。今後は知的障がいのある人たちのニーズに対応するアプリガイドを作成し、ADOC等と合わせて利用することが望ましい。

⑥アプリ全般に関して、使用するアプリが増大すると、支援者が利用するアプリ、当事者が利用するアプリ、または支援における共有のアプリ、家族が利用するアプリ等を明確化しておく必要性も生じる。

ソーシャルワークにおけるICT活用は始まったばかりであり、AIがより身近な存在になってきたこんにち、より積極的にICTを支援で活用することが求められる。そのための支援者に対する情報提供やトレーニング機会の拡大などがますます望まれよう。

文献

志村健一（2013）「障害者虐待防止法の意義と課題—

権利擁護のためのシステム構築に向けて―『社会福祉研究』116, 2-11.

志村健一（2016）「知的障がいのある人たちの意思決定支援におけるタブレットPC活用に関する調査報告」『福祉社会開発研究』8号, 95-99.

琉球新報（2013）ADOC「開発の理由」（2016.1.14取得 <http://adoc.lexues.co.jp/about-adoc/reason>）

なお本調査はJSPS科研費26590117の助成を受けたものです。

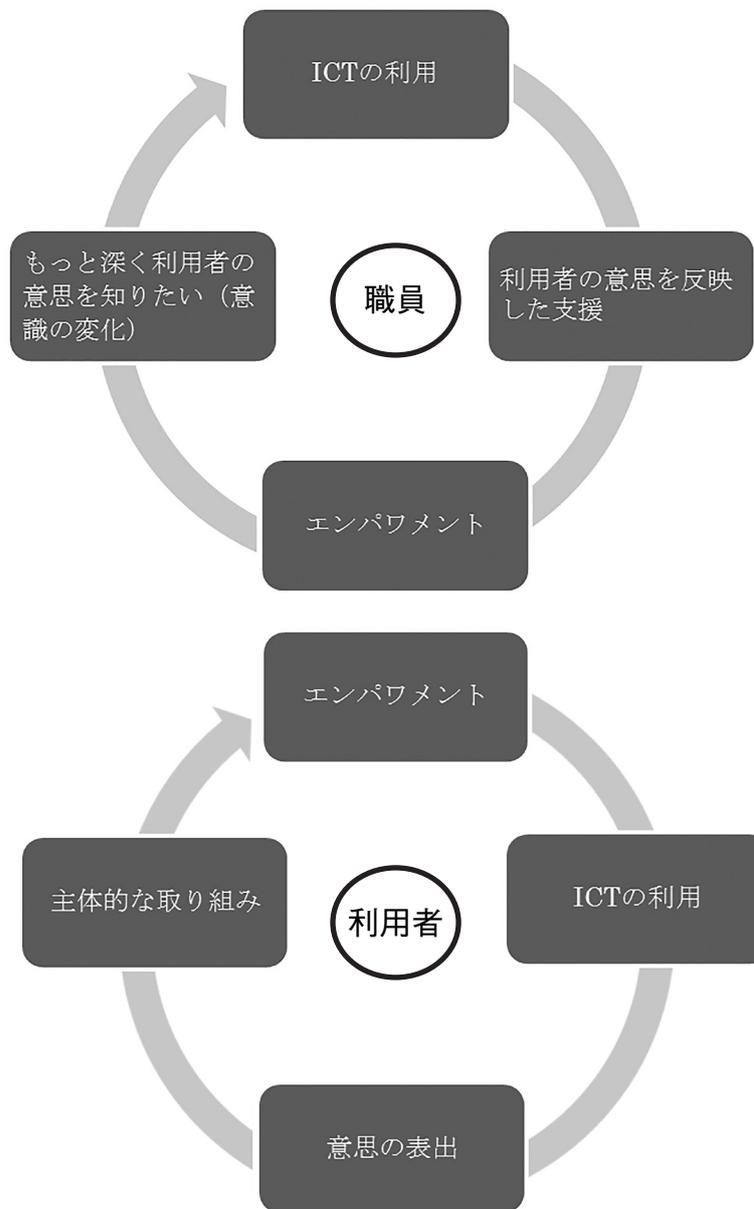


図1 ICT導入の概念図